因ありて案に在り。 建に前来す。業に乾隆十一年十一月十六日に貴司に移咨す、 等の

き者なり。 咨すべし。請煩わくは察照して施行せられよ。須らく咨に至るべ 永く鴻恩を戴かん。此れが為に理として合に由を備えて貴司に移 んことを。則ち特だに航海の末員、感激するのみならず、挙国、 恤するの至意を仰体し、風沢を得るを俟ちて遣発し帰るを賜わら して閩に在る有れば、伏して祈るらくは、 入するや、均しく未だ定むべからず。若し風不順なるに因り淹留 誠に恐るらくは、 未だ帰るを見ること有らず。但だ海上の往来、 今年夏沢必ず応に還棹すべきも、奈んせん、夏を経て冬に届るも 但だ所有の原船二隻は旧例に遵依し、該都通事金鑑・蔡坦等、 **閩省に遅滞するや、抑も或いは本国の遠島に収** 貴司、 風濤不測なれば、 皇上の遠人を優

乾隆十二年(一七四七)十二月初四日 右、 福建等処承宣布政使司に咨す

> 金安等を接う。 書併びに欽賜の物件、及び京より回る貢使毛允仁・梁珍、 十一員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前来す。恭しく勅 送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす、等の因ありて案に在り。 に駕して閩に来たる。已経に福建等処承宣布政使司に移咨し、起 等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、 照得するに、乾隆十一年冬、特に耳目官毛允仁・正議大夫梁珍 旧例に遵い、 特に都通事鄭佑等を遣わし、 官伴・水梢共に九 存留官 船二隻

む。 者なり。 放行し、留難して遅悞するを得る毋かれ。須らく執照に至るべき 半印勘合執照を給し、存留通事梁増等に附して収執して前去せし 発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第四十九号の の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給 所拠の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、 如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実に遇えば 誠に所在の官軍 即便に

計開す

都通事一員 鄭佑

① 毛宏勲

使者二員 貝 ② 梁^②蔡楨

2-28-25

国王尚敬の、

接貢のため存留通事梁増等に付した執照

(乾隆十二《一七四七》、十二、

四

存留通事一員 管船夥長・直庫二名

跟伴六名

跟伴八名 跟伴四名

楊金

馬利国

水梢共に六十七名

此れを准ず

進貢の官員を接回する事の為にす。 右の執照は存留通事梁増等に附し、

琉球国中山王尚

敬)、

注(1)毛宏勲 乾隆十二年の使者。

- (2) 蔡楨 乾隆十二年の使者。
- (多四九)として名がみえる。(巻四九)として名がみえる。(巻四九)として名がみえる。(巻四九)と、三十年にも接貢船の都通事(巻二八)、二十一年に冊封の帰国の護送都通事(巻三八)、二十一年に冊封の帰国の として名がみえる。
- (4) 楊文炳 乾隆十二年の管船夥長。